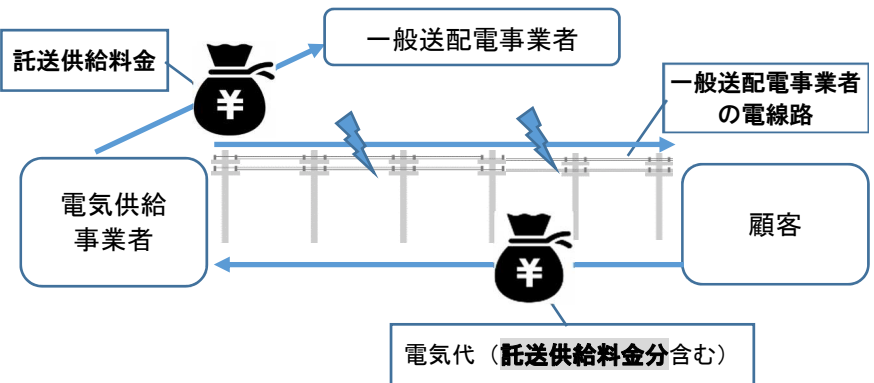


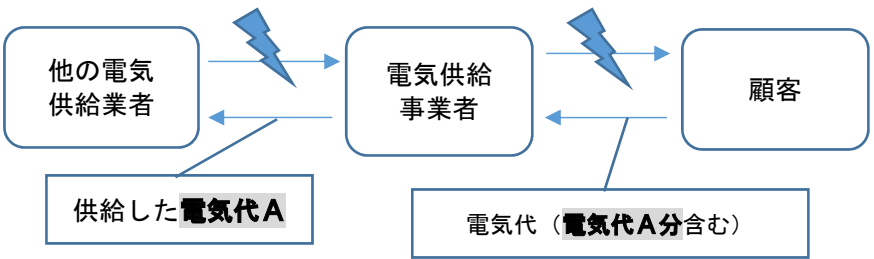
電気供給業における、収入すべき金額から控除できる収入一覧

【注意】

収入金課税事業と所得金課税事業を区分して申告している法人については、所得金課税事業に係る収入を混在させないよう、留意してください。

項目・根拠	例（○…控除可 ×…控除不可）
<p>国又は地方団体から受けるべき補助金</p> <p>法第72条の24の2第1項</p>	<p>○国や地方団体から直接交付される補助金等 雇用開発助成金、企業立地促進交付金、大規模太陽光発電設備設置促進補助金、固定資産税前納報奨金など</p> <p>○国や地方団体から間接的に交付される補助金等 ・クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 （国 → （一社）次世代自動車振興センター → 受給者） ・原子力立地給付金 （国 → （一財）電源地域振興センター → 受給者）</p> <p>×国・地方団体が関与しない補助金等 再生可能エネルギー固定価格買取制度における費用負担調整機関からの交付金、健康保険組合からの健康診断料補助金など</p>
<p>固定資産の売却による収入金額</p> <p>法第72条の24の2第1項</p>	<p>○固定資産の売却により得た収入 自動車売却益、発電設備売却益、土地売却益など ※事業譲渡益で固定資産の売却益が含まれている場合、固定資産の部分とそれ以外が明確に区分できる場合は、固定資産の売却益のみ控除。明確に区分できない場合は全ての益を控除</p>
<p>託送供給に係る料金に相当する収入</p> <p>法附則第9条第8項、施行令附則第6条の2第2項</p>	<p>○経済産業大臣から許可を受けた一般送配電事業者から託送供給を受けて、顧客に電気の供給を行う場合の、顧客から支払われる託送供給に係る料金に相当する収入 （令和5年3月31日までに開始する各事業年度に限る）</p> 

項目・根拠	例（○…控除可 ×…控除不可）
<p>一般送配電事業者が特定実用発電用原子炉設置者に交付する、使用済燃料再処理等積立金に相当する収入</p> <p>旧法附則第 9 条第 18 項、 旧施行令附則第 6 条の 2 第 6 項</p>	<p>○一般送配電事業者の収入金額のうち、特定実用発電用原子炉設置者に対して交付する、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等に要する費用に充てるため積み立てるべき金銭（使用済燃料再処理機構に対して支払う金額）に相当する収入</p> <p>（平成 28 年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度に限る）</p>
<p>廃炉実施認定事業者が交付を受ける、廃炉積立金に相当する収入</p> <p>法附則第 9 条第 19 項、 施行令附則第 6 条の 2 第 6 項</p>	<p>○廃炉実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける、廃炉積立金として積み立てる金額に相当する収入</p> <p>（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度に限る）</p>
<p>（一社）日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入</p> <p>法附則第 9 条第 20 項、 施行令附則第 6 条の 2 第 7 項</p>	<p>○（一社）日本卸電力取引所において売却した電気を自らが購入する場合において、当該電気の料金として支払うべき金額に相当する収入</p> <p>（平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度に限る）</p>
<p>電気の安定供給確保のため、経済産業省で承認されたグループ会社間取引に係る収入</p> <p>法附則第 9 条第 21 項、 施行令附則第 6 条の 2 第 8 項、規則附則第 2 条の 8</p>	<p>○一般送配電事業者及び送電事業者による小売電気事業又は発電事業の兼業が禁止されることに伴い、分社化しグループ会社となった電気事業者間の取引に係る収入金額のうち、電気の安定供給確保のためにやむを得ずグループ会社間で行わなければならないものとして、事前に経済産業大臣の承認を受けた取引の料金として支払うべき金額に相当する収入</p> <p>（平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度に限る）</p>
<p>一般送配電事業者が発電事業者に交付する、原子力損害賠償金等に相当する収入</p> <p>法附則第 9 条第 22 項、 施行令附則第 6 条の 2 第 9 項、規則附則第 2 条の 9</p>	<p>○一般送配電事業者が顧客から託送料金の一部として回収した上で、原子力発電事業者に交付（原子力損害賠償負担金及び原子力発電廃炉円滑化負担金）する金額に相当する収入</p> <p>（令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度に限る）</p>

項目・根拠	例（○…控除可 ×…控除不可）
保険金 施行令第22条第1号	○保険会社から支払われる保険金、補償金等の収入 火災保険金、盗難保険金、損害保険金、休業補償金、逸失利益に係る補償金（自然災害や盗難等不測の事故による喪失利益の補償）など
有価証券の売却に因る収入金額 施行令第22条第2号	○有価証券の売却による収入（解約差益を含む） 株式、債券、手形、小切手等の売却により得た収入
不用品の売却に因る収入金額 施行令第22条第3号	○不用品の売却により得た収入 消耗品等の不用品（固定資産以外）の売却により得た収入
受取利息及び受取配当金 施行令第22条第4号	○受取利息や受取配当金の収入（収入の性質が利息や配当に該当する収入を含む） 金融機関等の預金利息、国債・地方債・社債の利息、役員への貸付金に係る認定利息、貸付金から生じる利息、株保有に伴う配当金、各種保険契約から生じる配当金など 各種税金の還付加算金（性質が利子に準ずるものであるため） 各種共済の割戻金（配当金に相当）
電気供給に係る施設整備について受益者から収納する金額 施行令第22条第5号	○電気供給業を行う法人が当該事業に必要な施設を設け、電気の需要者（顧客）や当該施設によって便益を受ける者から収納する金額 電気通電に要する工事負担金など
他社から購入した電気代に相当する収入 施行令第22条第6号	○他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて、顧客に電気の供給を行う場合の、顧客から支払われる供給を受けた電気の購入代金に相当する収入  <p>×他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて、自社で消費した場合の買取電気代</p> <p>×地方団体や個人から電気の供給を受けて、顧客に電気の供給を行う場合の、顧客から支払われる供給を受けた電気の購入代金に相当する収入（取扱通知（県）第3章4の9の6）</p>
非化石証書購入金に相当する収入 施行令第22条第7号	○収入金額に課される他の電気供給業を行う法人又は卸電力取引所から購入した非化石電源利用証書の金額に相当する収入（令和2年4月1日以後開始する各事業年度）

項目・根拠	例（○…控除可 ×…控除不可）
再生可能エネルギー 固定価格買取制度の 賦課金 施行令第22条第8号	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条に規定する、電気の使用者から受け取る賦課金
損害賠償金 施行令第22条第11号 昭和30年8月10日 自治庁告示第29号	○電気供給業を行う法人が被った損害等により、他者から支払われる賠償金、補償金等の収入 設備損壊による弁償金、電気供給機会の逸失に伴う補償金、利益補填の補償金など
投資信託に係る収益 分配金 施行令第22条第11号 昭和30年8月10日 自治庁告示第29号	○投資信託に係る収益分配金
株式手数料 施行令第22条第11号 昭和30年8月10日 自治庁告示第29号	○株式の売買に伴う手数料収入
社宅貸付金 施行令第22条第11号 昭和30年8月10日 自治庁告示第29号	○法人従業員（代表者・役員含む）等への社宅提供に伴う、家賃収入など 社宅家賃、会社寮の使用料、社宅・寮の附属駐車場使用料など ×法人従業員等以外に対する、不動産賃貸収入 一般向け賃貸住宅等の家賃収入、一般向け土地賃貸収入、電柱敷地料、アンテナ基地局設置料など
受電設備の取替に伴い、 電気需用者から 収納する金額 施行令第22条第11号 昭和34年11月7日 自治庁告示第46号	○電気供給事業者が高圧配電電圧を6,000Vに昇圧することに伴い、需用者の受電設備を新しく取り替える場合等において、当該需用者から収納する以下の収入 1. 需用者の受電設備を新しく取り替える場合において、当該需用者から収納する、旧受電設備の減価償却額の相当額 2. 需用者が旧受電設備を引き渡し難い場合において、当該需用者から旧受電設備の引渡しに代えて収納する、旧受電設備の価額に相当する額 3. 需用者の希望により、技術的に改造可能な旧受電設備の付帯設備を新たな設備に取り替える場合において、当該需用者から収納する、新付帯設備の取替に要する工事費と旧付帯設備の改造に要する工事費との差額に相当する額

項目・根拠	例（○…控除可 ×…控除不可）
原子力発電の共同研究施設等の費用分担金 施行令第22条第11号 昭和42年3月17日 自治省告示第55号	○原子力発電による電気供給事業者が、原子力発電所の共同研究に要する施設等の費用の分担金として、他の電気供給業を行う法人から収納する金額
原子力損害賠償・廃炉等支援機構から収納する、特別資金援助に係る資金交付額 施行令第22条第11号 平成23年8月10日 総務省告示第379号	○原子力事業者が、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から収納する特別資金援助に係る資金交付の額

【参考】

以下に例示する収入は、控除できません。

- × 実際の収入である受贈益、現金過多
寄附金・祝儀・見舞金等の受贈益、現金過多による収入など
- × 消費税免税事業者に係る消費税
- × 消費税清算時に生じた差益

